

平成24年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会
(略称名：四国品確協)

日時：平成25年1月28日（月）

13：10～14：10

場所：高松サンポート合同庁舎(13F)

災害対策室、1306, 1307 会議室

議 事 次 第

1. 開催挨拶（会長 四国地方整備局長 川崎 正彦）

2. 「四国品確協」設置要領の改正について

資料—1

【報告事項】

3. 平成24年度の本協議会の活動状況について

資料—2, 3

4. 公共工事品質確保の進捗状況について

【審議事項】

5. 平成25年度の実施方針について

資料—4

【意見交換】

6. 公共工事品質確保推進に係わる意見交換

資料—5

・ 國島正彦教授（高知工科大学）による講演

講演テーマ：「市町村における総合評価落札方式の取り組みの促進」

平成24年度 四国地方公共工事事品質確保推進協議会 出席者

出席予定者			委員 代理 の別
機関名	役職	氏名	
四国地方整備局	局長	川崎 正彦	委員
	次長	白石 哲也	委員
	次長兼総務部長	山本 健一	委員
	企画部長	石井 一生	委員
	建政部長	常法 直昭	委員
	営繕部長	大谷 昌彦	委員
中国四国農政局	技術審査官	井上 修身	代理
四国森林管理局	森林整備部長	石原 聡	委員
四国運輸局(オブザーバー)	会計課長	神崎 悟史	委員
四国管区警察局(オブザーバー)	管財営繕係長	森 中道	代理
第五管区海上保安本部(オブザーバー)	経理補給部長	谷口 章	委員
中国四国地方環境事務所			欠席
高松高等裁判所	事務局会計課課長補佐	村瀬 雅彦	代理
四国財務局	会計課長	川口 幹巳	代理
高松国税局			欠席
四国経済産業局(オブザーバー)	会計課長補佐	岡上 真一郎	代理
西日本高速道路(株) 四国支社	副支社長兼建設事業部長	殿垣内 正人	委員
本州四国連絡高速道路(株)	坂出管理センター所長	北口 雅章	委員
(独)水資源機構(オブザーバー)	企画調整課長	小原 茂美	委員
徳島県	県土整備部副部長	近藤 文彰	代理
	農村振興課主幹	寺田 稔	代理
徳島市	土木部長	吉田 広	代理
鳴門市	市長	泉 理彦	委員
小松島市	総務部統括監	青木 洋一	代理
阿南市	総務部理事	岐 祐司	代理
吉野川市	市長	川真田 哲哉	委員
阿波市	企画課長	吉田 一夫	代理
美馬市	建設部長	堀 芳宏	代理
三好市	建設部長	馬淵 文彦	代理
勝浦町			欠席
上勝町	町長	笠松 和市	委員
佐那河内村	村長	原 仁志	委員
石井町	町長	河野 俊明	委員
神山町			欠席
那賀町	町長	坂口 博文	委員
牟岐町	町長	福井 雅彦	委員
美波町	町長	影治 信良	委員
海陽町	町長	五軒家 憲次	委員
松茂町	町長	広瀬 憲発	委員
北島町			欠席
藍住町			欠席
板野町	参事兼建設課長	根ヶ山 昇	代理
上板町			欠席
つるぎ町			欠席
東みよし町			欠席
香川県	土木部次長	小野 裕幸	代理
	農政水産部農村整備課課長補佐	横山 誠司	代理
高松市	財政局契約監理課技術検査室長	河合 良治	代理
丸亀市	都市整備部長	松浦 潔	代理
坂出市	市長	綾 宏	委員
善通寺市	副市長	杉峯 文昭	代理
観音寺市	副市長	富田 幾夫	代理
さぬき市	市長	大山 茂樹	委員
東かがわ市	市長	藤井 秀城	委員
三豊市			欠席
土庄町	町長	岡田 好平	委員
小豆島町	総務部長	空林 志郎	代理
三木町			欠席
直島町	建設経済課長	岡本 徳広	代理
宇多津町			欠席
綾川町			欠席
琴平町	建設下水道課主任	真鍋 聡	代理
多度津町	町長	丸尾 幸雄	委員
まんのう町	町長	栗田 隆義	委員

平成24年度 四国地方公共工物品質確保推進協議会 出席者

出席予定者			委員代理の別
機関名	役職	氏名	
愛媛県	土木部技術監	梅田 和男	代理
			欠席
松山市	総務部企画官	山根 信寿	代理
今治市	総務部契約課長	卜部 朋之	代理
宇和島市	総務部危機管理課長	井関 俊洋	代理
八幡浜市	市長	大城 一郎	委員
新居浜市			欠席
西条市	財務部工事検査課長	戸田 宏	代理
大洲市	工事検査官	石丸 禎時	代理
伊予市			欠席
四国中央市	管理課長	三宅 卓史	代理
西予市	監理用地課長	坂本 康司	代理
東温市			欠席
上島町	町長	上村 俊之	委員
久万高原町	町長	高野 宗城	委員
松前町	副町長	中矢 博史	代理
砥部町	町長	中村 剛志	委員
内子町			欠席
伊方町	副町長	森口 又兵衛	代理
松野町	町長	阪本 壽明	委員
鬼北町	副町長	芝田 正文	代理
愛南町	町長	清水 雅文	委員
高知県	土木部土木技術監兼建設検査長	栗本 博樹	代理
			欠席
高知市	都市建設部技術監理課長	永野 昭雄	代理
室戸市			欠席
安芸市			欠席
南国市			欠席
土佐市	市長	板原 啓文	委員
須崎市	市長	楠瀬 耕作	委員
宿毛市			欠席
土佐清水市			欠席
四万十市			欠席
香南市	副市長	野中 明和	代理
香美市	副市長	明石 猛	代理
東洋町			欠席
奈半利町			欠席
田野町			欠席
安田町	町長	有岡 正幹	委員
北川村	副村長	上村 誠	代理
馬路村	村長	上治 堂司	委員
芸西村	村長	竹内 強	委員
本山町			欠席
大豊町			欠席
土佐町	町長	西村 卓士	委員
大川村	村長	和田 知士	委員
いの町	町長	塩田 始	委員
仁淀川町	町長	大石 弘秋	委員
中土佐町	町長	池田 洋光	委員
佐川町	町長	榎並谷 哲夫	委員
越知町	町長	吉岡 珍正	委員
橋原町	副町長	吉田 尚人	代理
日高村	村長	戸梶 眞幸	委員
津野町	町長	池田 三男	委員
四万十町	町長	高瀬 満伸	委員
大月町			欠席
三原村			欠席
黒潮町	町長	大西 勝也	委員

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

改正案

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。

3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。

- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

~~(四国地方公共工事発注者支援技術者登録)~~

~~第8条 「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録については、協議会会長が決定し登録を行う。~~

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。

第 4 条関係（委員）

（1）会 長：国土交通省 四国地方整備局長

（2）委 員：国土交通省 四国地方整備局 次長

次長兼総務部長

企画部長

建政部長

営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 森林整備部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 ~~政策監補兼~~ 県土整備部長

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

第 6 条関係（幹事）

（1）幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

（2）幹 事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
 企画部 技術開発調整官
 企画部 総括~~工事~~技術検査官
 総務部 契約管理官
 建政部 建設産業調整官
 都市調整官
 河川部 河川調査官
 道路部 地域道路調整官
 港湾空港部 事業計画官
 営繕部 営繕調査官
 農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長
 林野庁 四国森林管理局 森林整備部 治山課長
 環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長
 財務省 四国財務局 総務部 会計課長
 財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
 徳島県 県土整備部副部長
 農林水産部~~農山村整備~~農村振興課長
 香川県 土木部次長
 農政水産部農村整備課長
 愛媛県 土木部技術監
 農林水産部農業振興局農地整備課長
 高知県 土木部土木技術監兼建設検査長
 農業振興部農業基盤課長
 市町村 担当部課長等
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター一副所長

【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局
 第五管区海上保安本部
 警察庁 四国管区警察局
 経済産業省 四国経済産業局
 （独）水資源機構

平成24年度の活動状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行

平成18年7月21日
四国地方公共工事
品質確保推進協議会設立

<メンバー> 整備局、4県、4市
 <目的> 協力体制の強化、情報交換による連携
 発注者支援業務の体制づくり、地方公共団体等への支援等
 →公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与

←H17年度以降、検査臨場・整備局研修への参加拡大の取組中。

◎H19年度に四国内の全市町村をメンバーに加え拡充（整備局、4県、96市町村）

←H19年度より「四国地方公共工事発注者支援技術者」の登録制度開始。
 （H24より「公共工事品質確保技術者資格制度」に移行）

◎H20年度には他省庁等も加え、現在の体制に拡充（11省庁、3特殊法人、4県、95市町村）

←H20年度より各県単位のブロック会議にて情報提供、意見交換等を実施。

★公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について（H21.4.3）
 （総務省・国交省 要請文書）

←H22年度、首長キャラバンにより首長の意向把握を実施。（59/95市町村）

←H23年度、県担当者との意見交換、ニュースレター発刊

★公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（H23.8.25）
 （総務省・国交省 要請文書）

←H24年度、市町村キャラバンにより担当者との意見交換を開始。

毎年度
協議会（幹事会）
を開催

平成24年度四国地方公共工事品質確保推進協議会（H25.1.28）

地方公共団体に対する緊急要請について

公共工事の入札及び契約手続の更なる改善等について (H21.4.3付け、総務省自治行政局長、国土交通省建設流通政策審議官の連名要請)

平成21年度当初予算の成立を受けて、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約手続の更なる改善を緊急かつ着実に行う必要ため、所要の措置を要請。

要 請 事 項

- ・適切な地域要件等の競争参加条件の設定等
- ・予定価格事前公表の取りやめ
- ・歩切りの厳禁、見積もりを活用した積算方式、適切な契約変更
- ・国交省の低入札価格調査基準価格の見直しを踏まえた適切な見直し
- ・総合評価方式の導入・拡大、都道府県の第三者機関の活用等による体制整備
- ・前払金及び中間前払金の適切な運用
- ・完成検査、支払手続等の迅速化
- ・地域建設業経営強化融資制度の導入、債権譲渡の迅速な運用

各都道府県を通じて、管内の市区町村に対しても周知徹底

P. 2

地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について (H23.8.25 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

- 地域維持型契約方式
 - ・地域維持事業の担い手確保が困難になるおそれなど担い手の実情を調査。
 - ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
 - ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。
- ダンピング対策の強化
 - ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。
- 予定価格等の事前公表の見直し
 - ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
 - ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
 - ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。
- 予定価格の適切な設定
 - ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。
- 一般競争入札等の活用に必要な条件整備
 - ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
 - ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。
- 総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保
 - ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。
- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等
- 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

- 一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用
- 不良・不適格業者の排除
 - ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
 - ・不当介入があった場合の通報・報告等の徹底。
- 発注者としての体制の補完
 - ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

- 法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

- 前払金・中間前払金の導入・拡大
- 工事請負代金の支払手続の迅速化
- 地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

P. 3

(社)日本建設業連合会との意見交換会(H24.5.24)における要望(要約)

(地方自治体に対する要望)

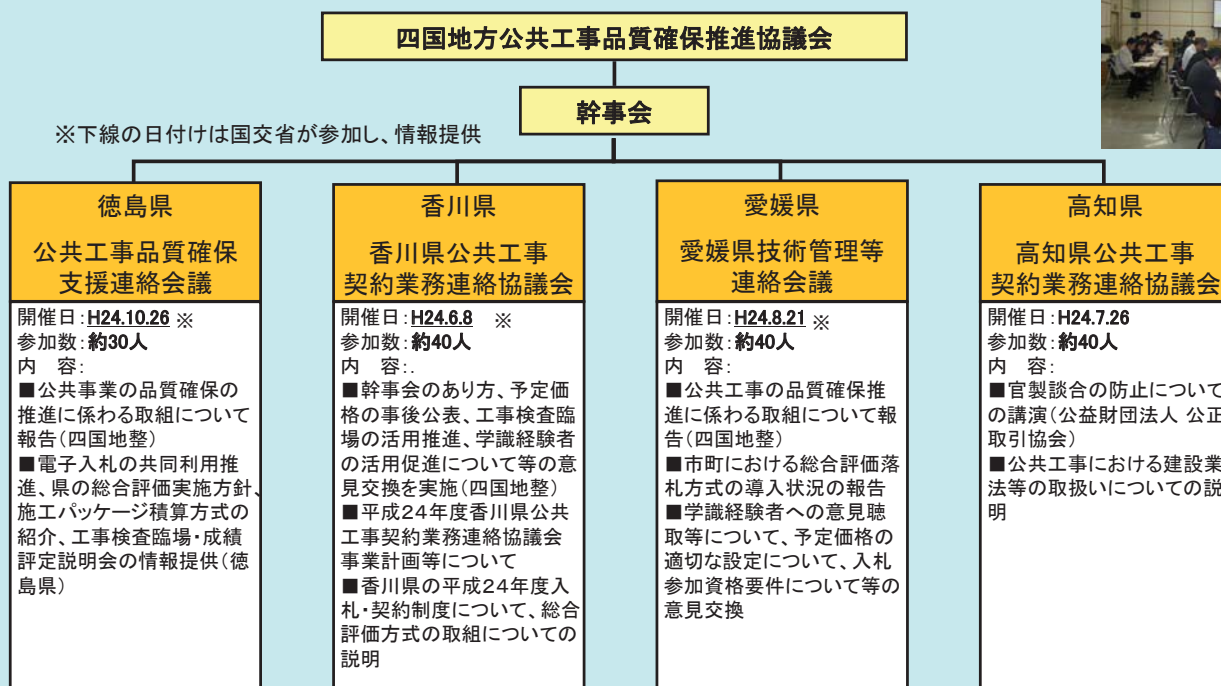
・H23.8閣議決定された公共工事の入札及び契約の適正化指針において、失格基準や予定価格の事前公表により調査基準価格近傍へ入札が誘導され、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等の指摘されたことを踏まえ、地方公共団体では着実に改善が進んできているが、一部で予定価格等の事前公表も散見されるため、予定価格の事前公表の廃止を要望します。

※本文は、要望書の内容を要約しています。

平成24年度四国品確協活動状況

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

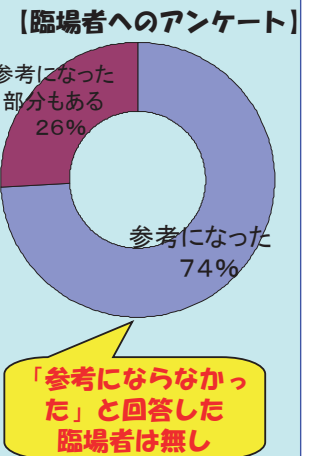
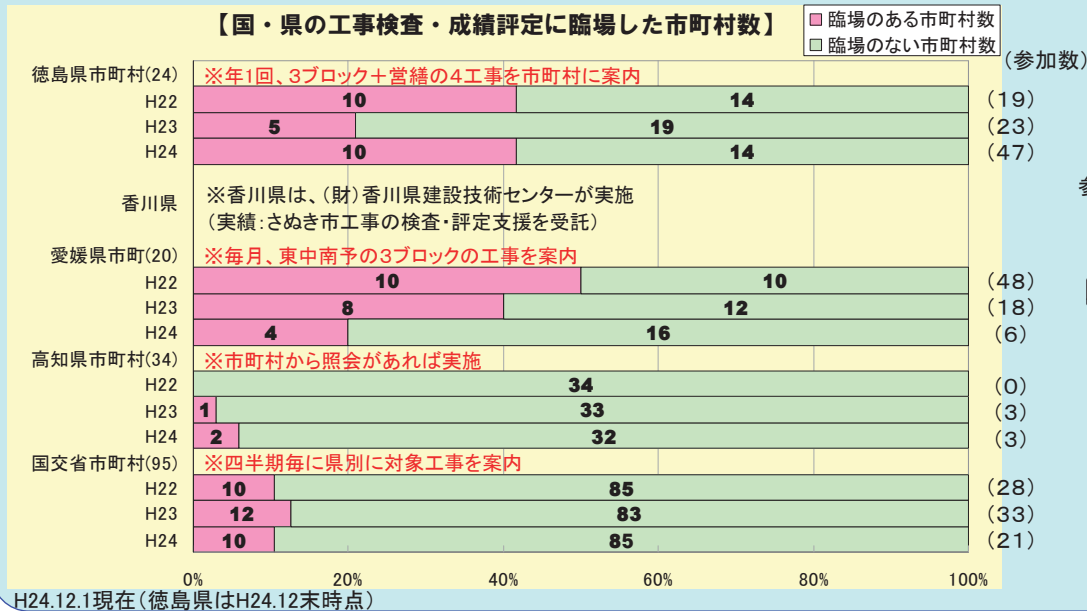
- ・各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工事の品質確保推進に関する必要な情報提供・意見交換、県からは入札契約制度の県の取組等についての説明が実施された。
- ・愛媛県部会では、市町に事前アンケートを行い、意見交換会を実施



平成24年度四国品確協活動状況

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- ・四国全体における平成24年度の臨場者は12/1時点(徳島県は12月末)で24市町村77名であり、平成23年度(24市町村77名)より増加となる見込み
- ・また、市町村工事の検査に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言を行う市町村工事の臨場も実施。 <H25.1.24に「いの町」(高知県)で1件実施。>



平成24年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度の活用推進(継続)

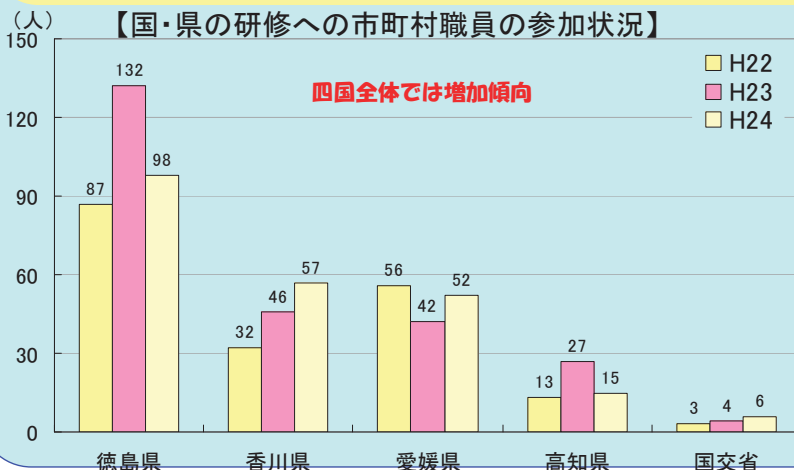
- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国・県等の研修制度を積極的に活用
- ・四国全体における平成24年度の既存研修制度の活用状況は、国・県とも例年並の活用状況

参加状況(H24.12.1現在)

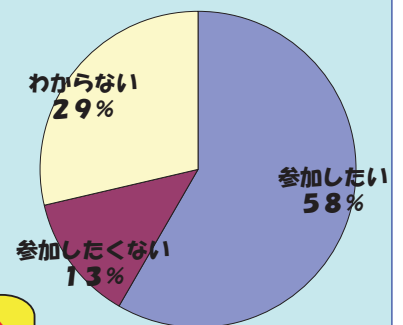
- ◆徳島県: 4研修(5,2)[※] 98名(132,87)[※]
- ◆香川県: 4研修(3,2) 57名(46,32)
- ◆愛媛県: 2研修(2,2) 52名(42,56)
- ◆高知県: 1研修(1,1) 15名(27,13)
- ◆国交省: 3研修(3,3) 6名(4,3)

※()内は(H23,H22)実績

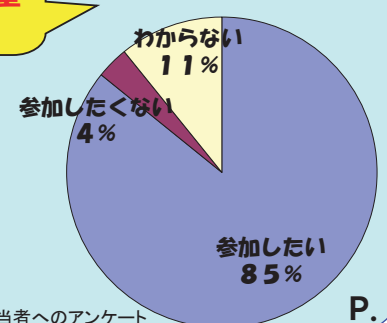
四国全体: 14研修(14,10) 228名(242,191)



【国の研修への参加希望】



【県の研修への参加希望】



※H23自治体担当者へのアンケート

平成24年度四国品確協活動状況

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続)

・四国全体における平成24年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、12/1時点で28市町村であり、例年並みの活用状況

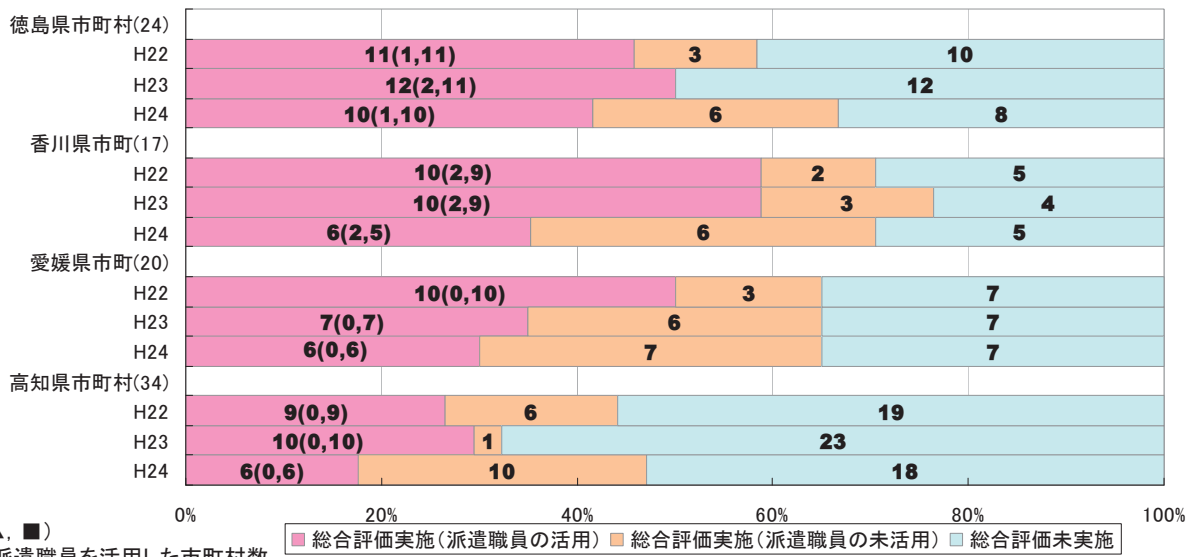
＜自治体を対象にしたアンケートで67%が活用を希望(H23.5月調査)＞

※学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より)

【意見聴取を行う学識者としての国・県職員等を活用した市町村数】

※(H24.12.1現在)



※●(▲, ■)

●:派遣職員を活用した市町村数

▲:国の派遣職員を活用した市町村数

■:県の派遣職員を活用した市町村数(愛媛県は県の委員会または愛媛県建設技術センターを活用)

平成24年度四国品確協活動状況

⑤国と県による市町村キャラバンの実施及び、総合評価の先進自治体の実施事例紹介(新規)

目的:市町村における「品質確保の取組」の実態を把握し、協議会活動に反映させる

【日時】平成25年1月10日(木) 15:00~17:00 大洲河川国道事務所会議室

【参加者】市町:宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町(4市5町13名)

県:土木管理課(3名)

国:四国地方整備局技術管理課、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所(8名)

【テーマ】公共工事品質確保の取組における課題

＜主な意見とまとめ＞

- ・総合評価が少ない理由は、「議会承認」「学識者の意見」「補助金の交付時期」等により、「時間を要する」「工期の確保が出来ない」
- ・土木の発注金額の減少と共に、地域の建設業者数が大幅に減少しており、災害時の対応を危惧
- ・地域業者の保護の観点から、総合評価の実施を考えている
- ・工事成績評定の評価は、地域の優良業者が毎年評定対象工事を受注できるとは限らず、難しい
- ・実績確認型であれば、それほど技術力は必要なく実施可能
- ・総合評価をすることが目的ではない、地域の問題解消のために総合評価を利用することも必要

◆災害対応や地場産品を使つての経済効果などの観点で評価項目を工夫・設定し、地域維持に繋がるように総合評価落札方式を利用することも必要

＜キャラバンに感じたメリット＞

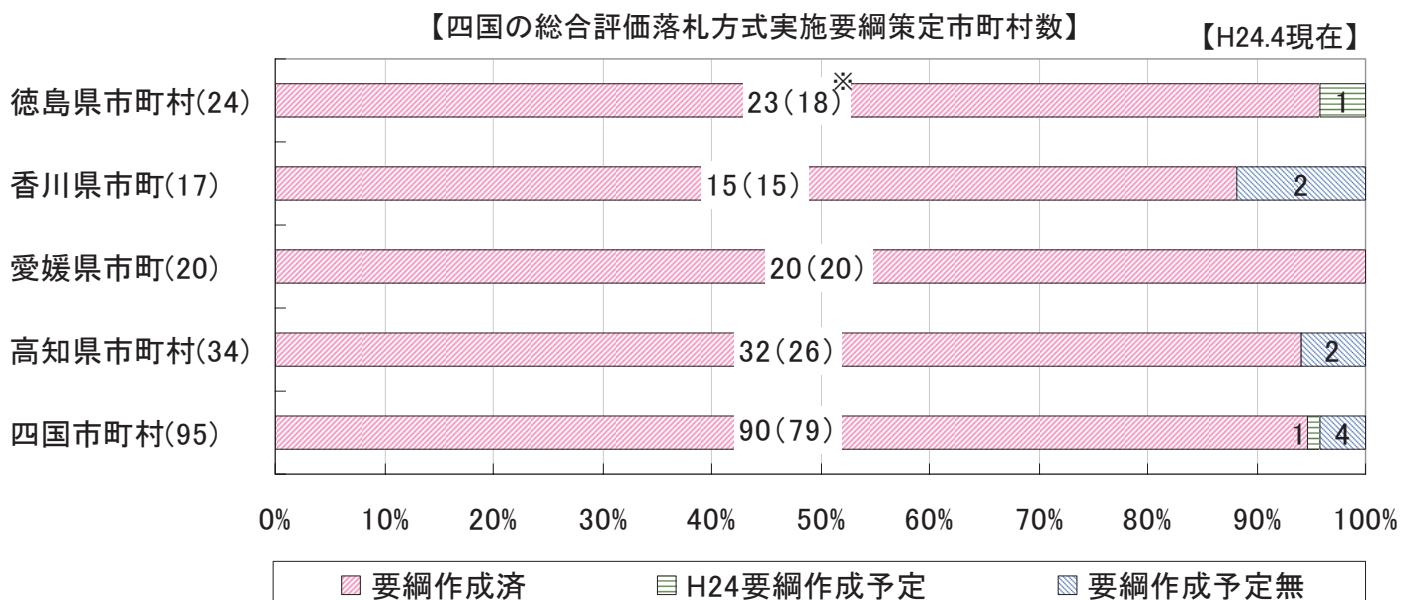
- ・20名程度を2班に分け意見交換したため、発言機会が多くなり、掘り下げた質問が出来た
- ・近隣自治体・国の事務所・県と、問題点・良いアイデア等の共有が直ぐに出来、担当者の繋がりが深くなる

公共工事品質確保の進捗状況について

P. 10

① 総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆ 総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価落札方式での発注ができる市町村は、H24年度に1町増え、H24年度中には四国全体の96% (91/95)まで拡大する見込み。
- ◆ 公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価落札方式での発注が定着するよう推進されたい。

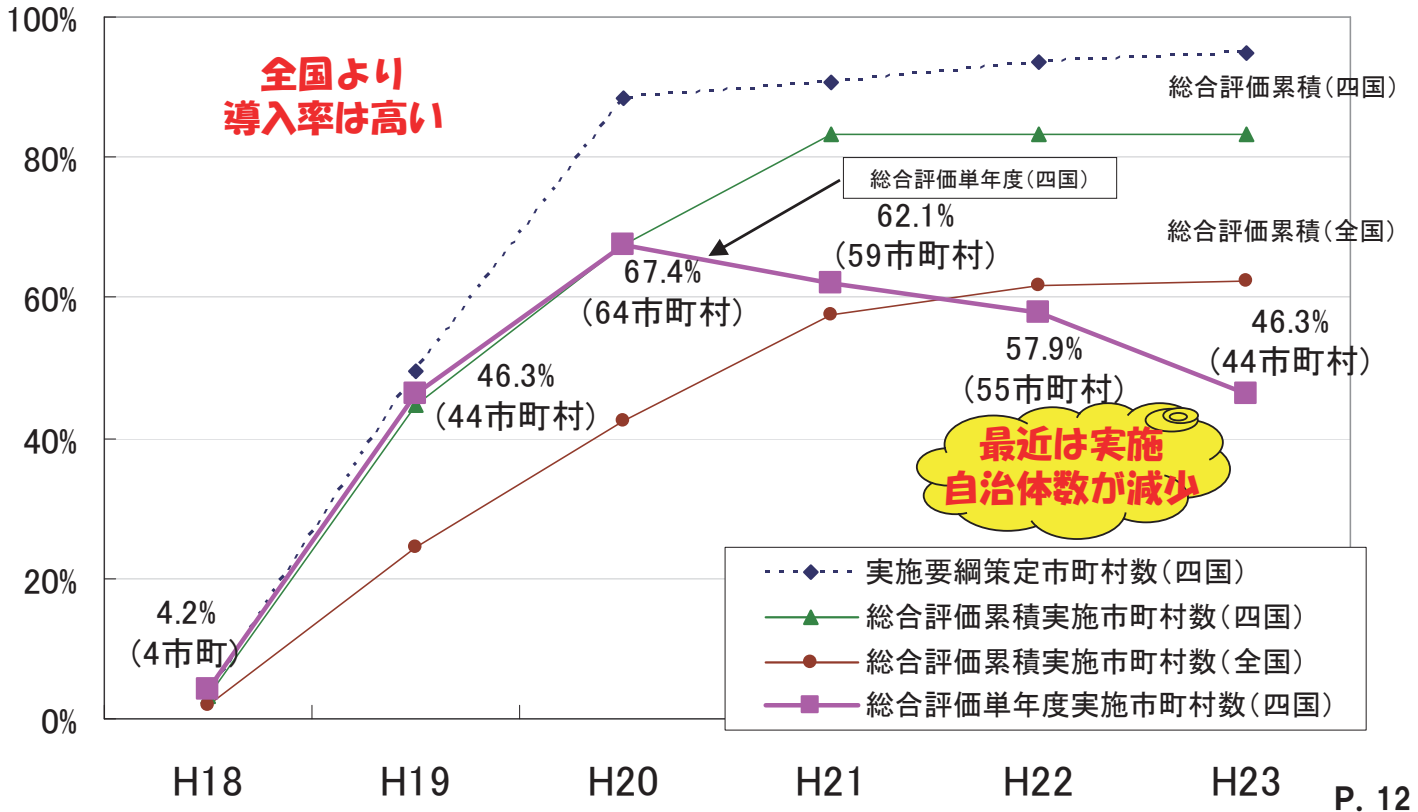


※()内は、総合評価実施実績のある自治体数

P. 11

①総合評価落札方式実施状況(市町村)

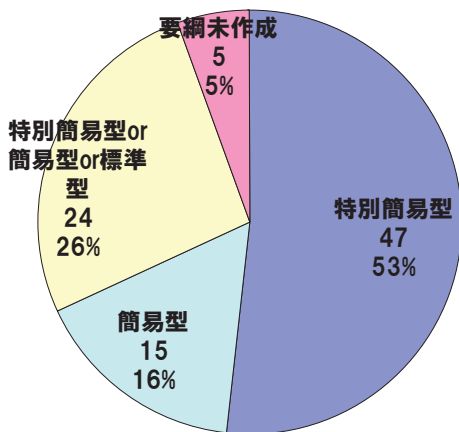
【市町村の総合評価落札方式実施状況】



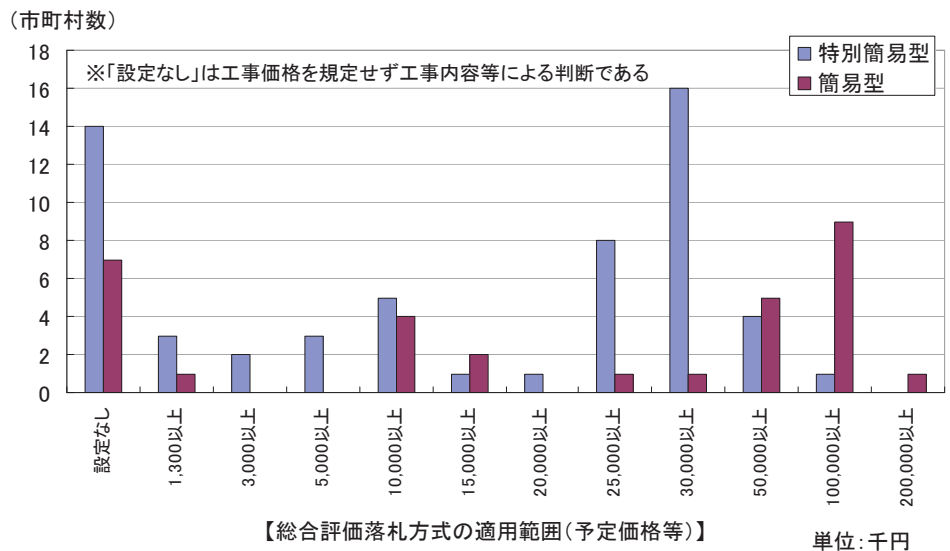
①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆四国の市町村における実施要綱では、約50%が特別簡易型のみとなっている
- ◆総合評価落札方式実施市町村の減少は、四国内各市町村の適用工事の減少が一因と考えられる

【実施要綱に規定された評価方式】



【四国内各市町村の総合評価落札方式の適用範囲】

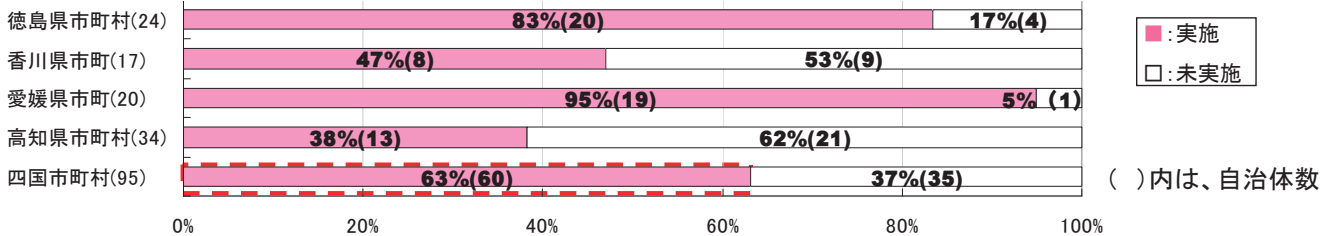


②工事成績評定の実施状況(市町村)

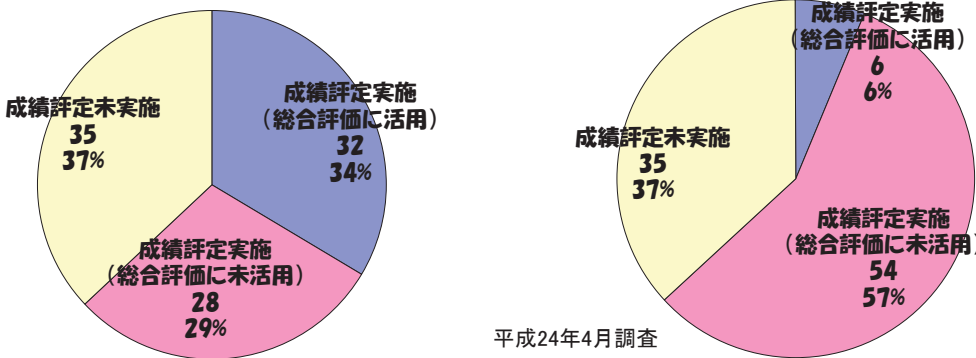
- ◆工事成績評定は、四国全体における63%・60市町村が実施、H23年度より1市2町の増
- ◆工事成績評定の必要性
 - ①評点を活用した受注業者の適正な選定
 - ②優良業者の育成
 - ③発注機関担当技術者の技術力向上

⇒ 企業評価で34%、技術者に至っては6%しか評価していない状況

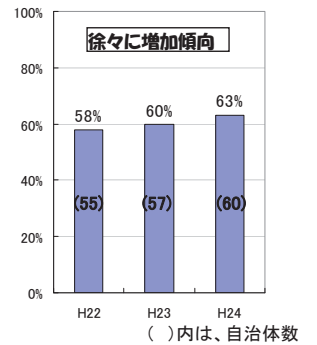
【工事成績評定の実施状況(H24. 4)】



【企業評価】 【成績評定の総合評価への活用】 【技術者評価】



【自治体の評定実施状況推移】

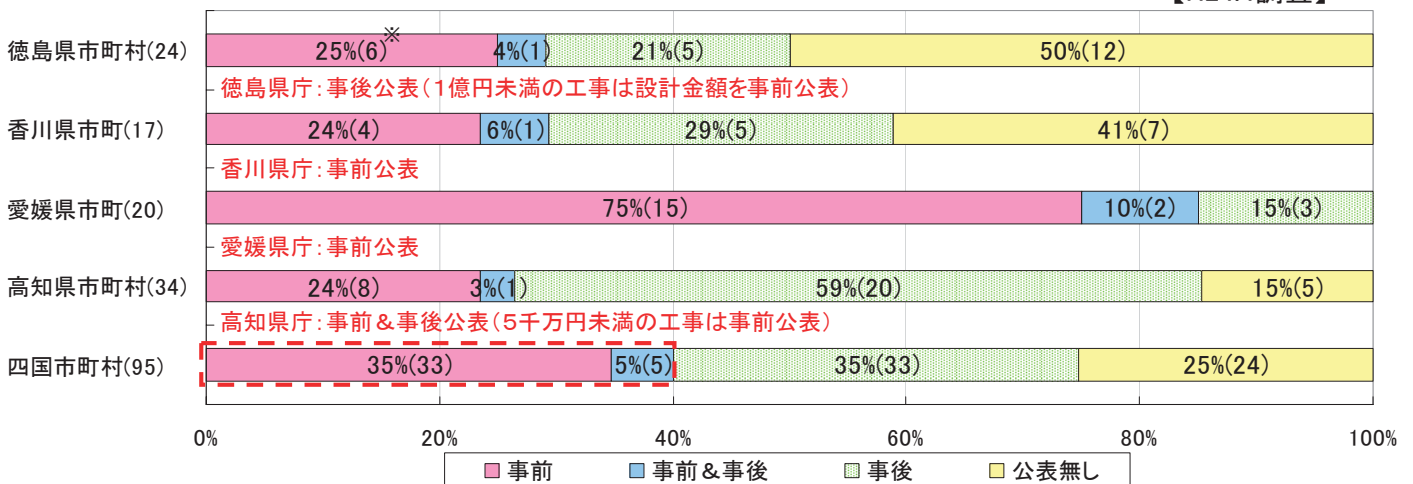


③予定価格の事後公表状況(市町村)

- ◆予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%・38市町村であり、H23年度と変わっていない
- ◆予定価格等の事前公表の弊害
 - ①建設業者の見積努力を損なわせる
 - ②くじ引きによる落札件数が増加する

【自治体の予定価格の公表状況】

【H24.4調査】



※()内は、自治体数

平成25年度の実施方針について

P. 16

◆協議会における今後の活動の方向

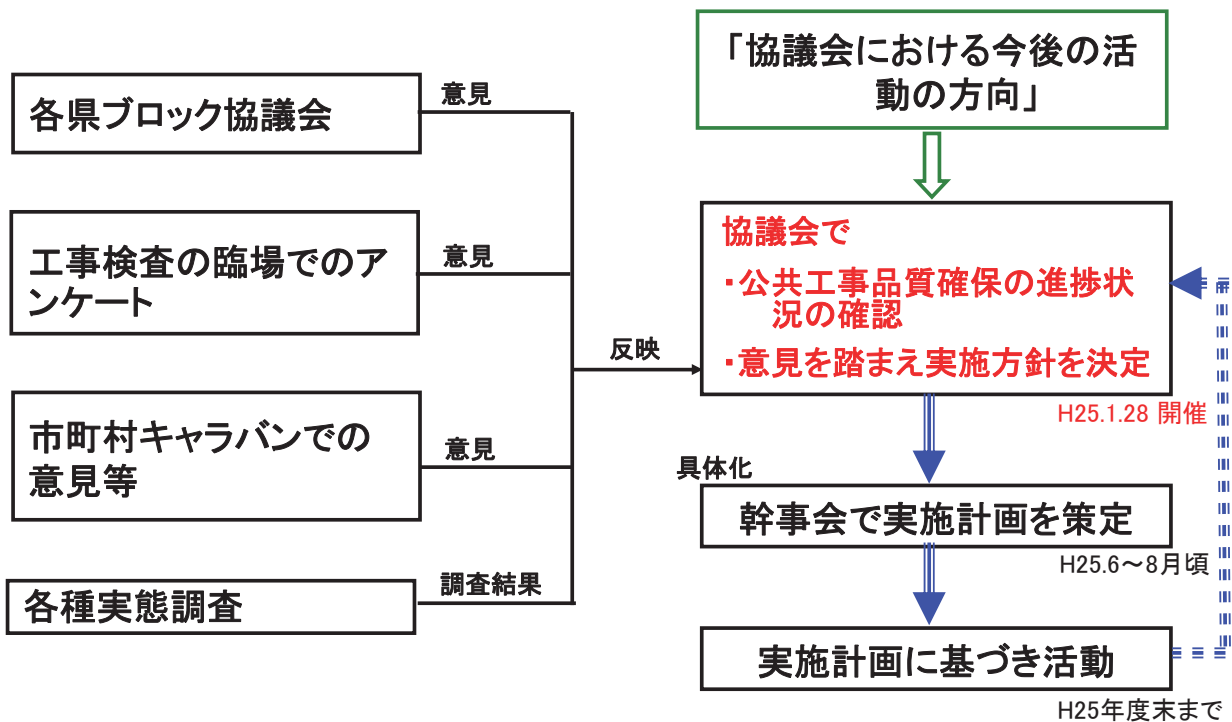
地域・市町村に応じた公共工事の品質確保を一緒に考える

1. 情報共有のための体制整備
2. 総合評価方式の徹底
3. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止
4. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

P. 17

◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

今後の活動の方向を踏まえ、公共工事品質確保の進捗状況を確認し、各自治体の意見を反映した平成25年度の実施方針(案)を決定する



◆公共工事品質確保推進に向けた今後の実施方針(案)

※施策の実施に際しては、フラッシュアップ・拡充を常に行う！

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施

・公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、主要議題における討議、意見交換等を行うために、各県の既存協議会等と連携して、自治体発注担当者等を対象に国・県の担当者と交流を行う。

《幹事会開催における検討項目》

- ・議会を避けた開催時期の要望が多数 → 幹事会開催は6月～8月で検討
- ・ブレインストーミング(最終ページを参照)を継続し、市町村の生の声を聞き、それを踏まえた効果的な活動とする。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進

- ・総合評価方式の導入・拡大に向け、自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として実施。
- ・平成24年度は、幹事会等での要望を受け、営繕、港湾、機械設備などを追加。
- ・平成25年度も、引き続き国・県が連携して工事検査の臨場機会を増やすように工夫。

③国・県等の既存研修制度の活用推進

- ・自治体担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的に活用。
- ・現場力向上のため、1日現場研修、新技術・新工法の見学など幅広く案内。

④国・県の職員等を学識経験者として活用推進

- ・総合評価方式の普及阻害の1つに学識経験者の意見聴取に時間がかかるという意見が多く、学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援を実施。
- ・国の「総合評価支援担当者」において、市町村の技術的な支援も併せて実施。

⑤国と県による市町村キャラバンの実施及び、総合評価の先進自治体の実施事例紹介

- ・上記①～④までの実施方針の推進と併せて、自治体担当者同士より一層連携を深めるために国と県による市町村キャラバンを実施。
- ・平成24年度は、愛媛県南予地区で取り組みを開始し、問題点などの解決の糸口や、上記施策の活用意識の向上に繋げることができた。
- ・平成25年度も引き続き実施し、一步一步地域に応じた品質確保の向上に努めていく。

P. 20

H25協議会開催に向けてのスケジュール(案)

◆H25. 1月28日

H24年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催

- ・今後の実施方針について、協議し策定する。

◆各自治体の品確推進に係わる対応状況調査(H25.4.1現在)

◆H24. 6～8月頃

H25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会(幹事会) 開催

- ・H25実施計画について協議・策定、公共工事品質確保推進に係わる最新情報提供。

各県毎に協議会 開催

- ・各県単位で協議会を開催し、総合評価の先進自治体の実施事例紹介、主要議題における討議、必要な情報提供等を行う。

◆H25年度自治体支援実施

- ・各県既存協議会等との連携
- ・工事検査・成績評定の臨場の活用推進
- ・国・県等の既存研修制度の活用推進
- ・総合評価落札方式の学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援の活用推進
- ・総合評価の先進自治体の総合評価実施要綱等の収集・整理
- ・国と県による市町村キャラバンの実施

◆H26. 1月末頃

H25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 開催(予定)

- ・H25年度の活動状況報告、H26年度に向けた活動実施方針(案)の決定 等

P. 21

公共工事品質確保推進に係わる意見交換

P. 22

有識者による講演

講演者: 國島 正彦 教授 (高知工科大学 システム工学群)

講演テーマ: 「市町村における総合評価落札方式の取り組みの促進」

プロフィール:

- 1971年 6月 東京大学工学部土木工学科卒業
- 73年 3月 東京大学大学院工学系研究科土木工学専門課程修士課程修了
- 同年 4月 清水建設株式会社入社
- 87年10月 東京大学工学部土木工学科助教授
- 90年 9月 米国MIT 客員研究員
- 91年 1月 米国ジョンスホプキンス大学客員研究員
- 同年 4月 東京大学工学部土木工学科教授
- 95年 4月 東京大学大学院工学系研究科教授
- 99年 4月 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
- 2012年 4月より現職 工学博士(東京大学:1988年)

P. 23

H24 四国地方公共工事事品質確保推進協議会幹事会の開催について【議事要旨】

- 日時：平成24年6月6日（水） 13:30～15:30
- 場所：高松サンポート合同庁舎 13F 会議室（1306, 1307）
- 出席者：8省庁等、4県、42市町村、3特殊法人等 全86名

◆議事内容

- 「四国地方公共工事事品質確保推進協議会」設置要領の改正について
 - ・委員会名簿等の改正
- 平成23年度までの取組状況について
 - ・協議会の活動状況について
 - ・公共工事事品質確保に関する進捗状況
- 平成24年度実施計画（案）について
 - ・平成24年度協議会開催に向けてのスケジュール
 - ・平成24年度実施計画（案）
- ブレインストーミング
 - ・品確に関する5テーマでの意見交換

◆承認事項

- ①平成24年度実施計画（案）に基づき、来年1月開催予定の「協議会」に向け、スケジュール（案）通り作業を進める。
- ②平成24年度実施計画（案）
 - ・各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施（継続）
 - ・自治体支援（工事検査・成績評定の臨場）の活用推進（継続）
 - ・国・県等の既存研修制度の活用推進（継続）
 - ・国・県の職員等を学識経験者として活用推進（継続）
 - ・国と県による市町村キャラバンの実施及び、総合評価の先進自治体の実施事例紹介（新規）

◆会議の全景



◆ブレインストーミング

《テーマ毎の主な意見》

テーマ1：幹事会のあり方について

- ・議会を避けての開催。(以前は8月開催)
- ・ブロック単位での開催(分科会)
- ・幾つかの自治体で事務組合的な体制を組む(輪番制) 等

テーマ2：予定価格の事後公表について

- ・事後公表は、職員への様々な負担が考えられる
- ・事後公表では、積算システムがない小規模業者の入札参加意欲がなくなるのでは
- ・事前公表では、積算能力に問題のある業者の施工も考えられ、品質確保が懸念される
- ・県と市町村では同じ業者の入札も多く、制度が大きく違うと混乱が生ずることから、同一県内ではある程度統一を図った方がよい 等

テーマ3：「工事検査・成績評定の臨場」の活用推進について

- ・土木工事だけでなく、建築や電気機械設備の工事についても臨場があればよい
- ・検査予定日は余裕を持って事前に周知してほしい(旅費、仕事の調整)
- ・監督員の臨場もあればよい(事務職員が監督・検査をしている市町村もあるため)
- ・小規模工事の臨場があれば参考にしやすい。検査ポイントを纏めたものがあればよい 等

テーマ4：国・県の職員等による学識経験者としての活用推進について

- ・そもそも総合評価ができていない(時間が掛かる、手間、早く着工したい)
- ・香川県は、多い市で年10回程度、職員を派遣(日程調整には時間をかけない)
- ・特別簡易型は評価項目が同じであるため、工事一覧を見てもらうことで意見聴取した扱いにする方法もある
- ・NPOに有料で委託しているところもあるが、国・県の職員は無料 等

テーマ5：市町村における公共工事の品質確保に向けた新たな活動について

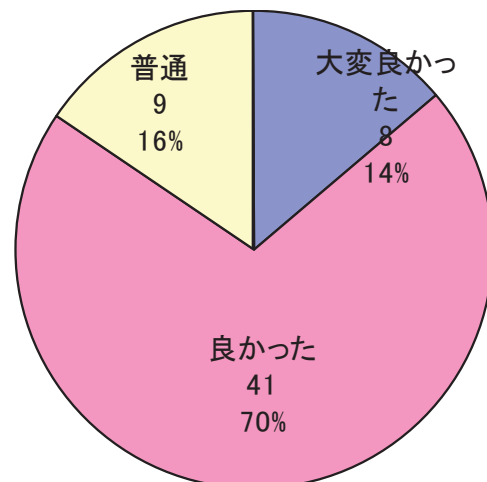
- ・スキルアップのため段階検査の臨場を希望(技術力不足、技術職員不足)
- ・国の事務所には相談窓口(技術副所長等)があるが、電話しにくい&PR不足
- ・簡易型はスムーズに進むが、標準型は入札者からの質問等有り構えてしまう 等

《ブレインストーミングのアンケート》

84%が「大変良かった」「良かった」と回答

(自由意見)

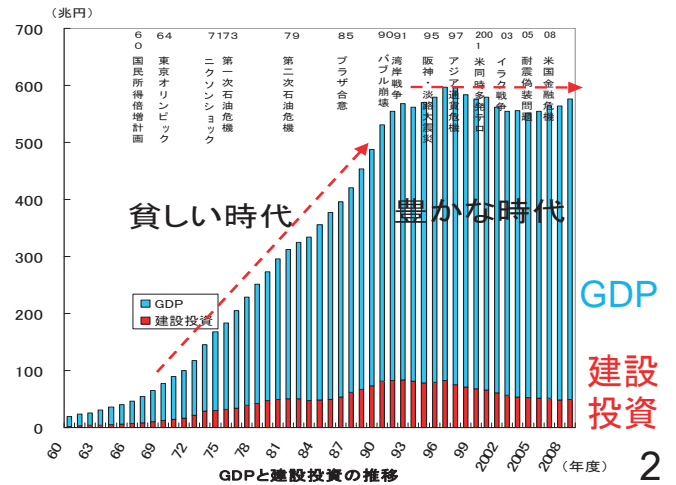
- ・今後も意見を言える場が必要
- ・テーマや意見を事前告知した方が議論が深まる
- ・国や県、他自治体の意見を聞けてよかった 等



市町村における 総合評価落札方式の 取り組みの促進

高知工科大学システム工学群
寄付講座: 公共事業執行システム研究室
教授 國島正彦

1



2

新聞記事掲載

3

競争を適正な形で徹底する

- 独占禁止法と公共調達規則（法制）
- 非差別と自由参入の原則
- 法令違反；地元業者・産品を優先
- 法令違反；中小企業保護
- 法令違反；談合（競争制限）
- 法令違反；地元事情の精通を条件

4

法令遵守・裁量・透明性

- ①総合評価落札方式における
価格の比率を小さくする
- ②「仕様」をきめる
- ③公共政策の実践
環境保全・失業対策 他

5

総合評価落札方式

- ①最低価格が落札とは限らない
価格・技術・地域社会貢献を加味
- ②除算方式の不合理的
（価格で割り算；低価格が断然有利）
加算方式；各国地方自治体の常識
- ③総価・単価と施工計画を同時提出

6

総合評価落札方式の価格の比率

スイス・ドイツ: 20%から80%
 加算方式の価格の割合; 標準
 チューリッヒ市: 40% 38万人
 ルツェルン市: 20% 6万人
 インターラーケン市: 60% 1万人
 ミュンヘン市: 60% 140万人

7

高知の新たな公共工事システム研究会

1. 高知県の公共事業の受注者、発注者
 (香美市、高知市、高知県、国土交通省)
 四国4県の大学の研究教育者等の
 関係者が一同に会して熟議
 「高知県版: 公共調達規則」を立案。
2. 高知県建設業技術者・技能者協会
 による土木工事積算資料の立案。
 労務賃金の構造を詳細に検討

8

高知県版: 公共調達規則 (試案)

- ① 加算方式の総合評価落札方式
- ② 総価単価契約
- ③ 毎月出来高部分払い
- ④ 前払金10%; 用途自由
- ⑤ 元請; 自前施工の原則 (下請; 制限付可)
- ⑥ 労務費計算基準の厳格化

土木工事の一般条件 9

